

# 第10次厚木市総合計画 基本構想（案）概要

## 序章

### はじめに（P2～P3）

#### 1 策定の趣旨

本市は、平成21（2009）年に「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」を将来都市像とする第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」を策定し、これまで積極的にまちづくりを進めてきました。

第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」が、令和2（2020）年度に計画期間の満了を迎えることから、本市を取り巻く社会・経済環境の変化を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、新たなまちづくりの方向性を定めた第10次厚木市総合計画を策定しました。

#### 2 計画の位置付け

第10次厚木市総合計画は、厚木市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業者・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体が共に理想とするまちをつくることを目指しています。

また、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施します。

#### 3 計画の構成と期間

第10次厚木市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成します。

##### (1) 基本構想：計画期間12年間（R3年度～R14年度）

本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりのビジョンを定めます。

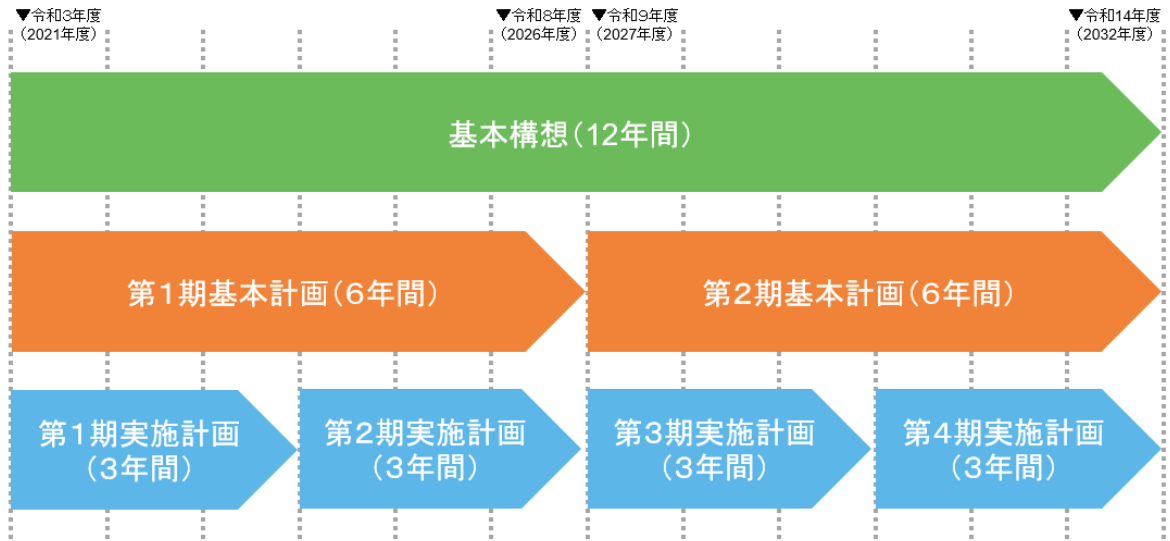
##### (2) 基本計画：計画期間6年間（R3年度～R8年度、R9年度～R14年度）

基本構想で定めた六つのまちづくりのビジョンに基づき、施策の方針や施策体系を定めます。

##### (3) 実施計画：計画期間3年間（R3年度から3年ごと）

基本計画で定めた施策の方針に基づき、具体的な事業を年度別に定めます。

## 【第10次厚木市総合計画 計画の構成と期間】



### 策定の背景 ( P 4 ~ P 16 )

まちづくりを進めるに当たって、留意すべき主な事項

- 1 人口・財政・社会環境に関する事項 ( P 4 ~ P 7 )
  - (1) 人口減少社会の到来
  - (2) 超高齢社会の進展
  - (3) 財政の状況
  - (4) 新たな感染症の脅威
  
- 2 まちづくりに関する事項 ( P 8 ~ P 16 )
  - (1) 自然災害への対応
  - (2) 経済・産業構造の変化
  - (3) 交通環境の変化
  - (4) 環境問題への対応
  - (5) 社会資本の老朽化
  - (6) 広域交通ネットワークの整備
  - (7) 市民協働の進展
  - (8) SDGsへの取組

行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最高指針

## 1 将来都市像

本市の将来都市像を次のとおり定めます。

**自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ**

### <自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる>

自分らしさが輝き、希望と幸せがあふれる社会をつくるため、一人一人の年齢、性別、国籍、心身の特性、考え方などにかかわらず、互いを尊重するとともに、人と人とのつながりを深め、支え合うことにより、安心して心地よく暮らし、自らが望む将来に向かって歩むことができるまちを目指します。

### <元気なまち あつぎ>

元気な厚木をつくるため、先人が守り育ててきた自然環境、高い産業集積度、交通の要衝という魅力ある資源を最大限にいかし、社会環境に的確に対応しながら、将来にわたって、活気にあふれたまちを目指します。

## 2 計画期間

令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間とします。

## 3 将来の目標人口

本格的な人口減少社会の到来により、本市の人口が今後減少することが見込まれています。急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐための取組を始め、総合的かつ計画的にまちづくりを進めることで、令和14（2032）年の人口を220,000人とすることを目指します。

## 4 土地利用の方針

土地利用については、都市的土地利用と自然的土地利用のバランスを図りながら、次の視点で計画的に進めます。

- (1) 持続的に発展し続けるための土地利用
- (2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用
- (3) 安心・安全を実現するための土地利用

## 5 将来都市像の実現に向けた<sup>おも</sup>想、基本姿勢

私たちは、将来都市像の実現に向け、大切にしたい想いと、その想いに基づいた基本姿勢を共有し、まちづくりに取り組みます。

### (1) 私たちが大切にしたい想い

将来都市像を実現するためには、市民・事業者・行政が大切にしたい想いを共有することが重要です。

私たちが大切にしたい想いは、一人一人が生き生きと暮らし、活動する中で「これまでも、そしてこれからも守り、育みたい」ものであり、その想いが幾重にも重なることで、いつまでも厚木のまちが輝き続けます。

ア 受け継がれた厚木らしさを大切にします

イ 互いの存在を大切にします

ウ 人と人との<sup>きすな</sup>絆を大切にします

### (2) まちづくりの基本姿勢

将来都市像を実現するためには、市民・事業者・行政が「私たちが大切にしたい想い」を抱きながら、共通の姿勢を持ってまちづくりを進めていくことが重要です。

ア 変化を恐れず常にチャレンジします

イ 想いを一つにし、共に創り出します

ウ 地域の特性をいかし育てます

エ まちの礎を将来につなげます

オ まちづくりを「自分ごと」として捉えます

## 6 まちづくりのビジョン

将来都市像の実現に向け、六つのまちづくりのビジョンにより、まちづくりの方向性を定めます。

市民・事業者・行政は協働して、このビジョンに沿って行動します。

また、行政は率先して、このビジョンを達成するための施策を展開し、その進行管理を行います。

### (1) 命、財産を守り抜くまち

将来都市像を実現するためには、災害や犯罪などにより自らの生命や財産が脅かされることなく、安心・安全に暮らせるまちとすることが必要です。

災害に対する社会基盤の強靱化、防災・減災のまちづくりの推進、感染症拡大防止の取組、セーフコミュニティの推進などに取り組みます。

### (2) 支え合い、生き生きと暮らせるまち

将来都市像を実現するためには、地域の中で支え合いながら、自分らしく生き生きと活動でき、誰もが幸せに暮らせるまちとすることが必要です。

地域包括ケア社会の実現、安心して笑顔で子育てができる環境の整備、地域全体で子育て家庭を支えるまちづくりの推進、予防医療・健康づくりの推進、多様性の尊重・自分らしく活躍できる環境の充実などに取り組みます。

### (3) 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち

将来都市像を実現するためには、社会の中で自らの夢や希望を持ち、自己実現に向け、前向きに取り組めるまちとすることが必要です。

子どもたち一人一人の感性や特長を伸ばし、夢や希望がかなえられるまちづくりの推進、生涯学習の推進、文化芸術やスポーツを身近に親しめる環境の充実などに取り組みます。

### (4) 人が集い、交流し、新たな価値を生むまち

将来都市像を実現するためには、個性と意欲にあふれ、活力を感じる魅力あふれたまちとすることが必要です。

地域特性をいかした産業集積・農林業の推進、働きやすい環境の向上、人・企業にとって魅力のあるまちの創造、商工業の活性化、道路・交通体系の最適化、新たな観光資源の創出などに取り組みます。

**(5) 環境に優しく、自然と共生するまち**

将来都市像を実現するためには、先人から受け継いだ自然の恵みをいつまでも享受できるよう、潤いに囲まれながら生活できるまちとすることが必要です。

里山・緑地・農地の保全と利活用、河川環境の整備、自然と調和のとれたまちづくりの推進、地球温暖化対策、ごみの減量化・資源化の推進、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりの推進などに取り組みます。

**(6) 市民と共に確かな成長を創り出すまち**

将来都市像を実現するためには、市民・事業者・行政がこれまで以上に連携を深め、まちづくりを「自分ごと」として捉え、積極的に行動できるまちとすることが必要です。

市民参加・市民協働のまちづくりの推進、行政情報の充実・発信力の強化、都市間連携の強化、効果的な行財政改革への取組、「根拠に基づいた政策立案」の推進などに取り組みます。

# 第10次厚木市総合計画基本構想（案）構成イメージ

## 基本構想（12年）

### 将来都市像

自分らしさ輝く

希望と幸せあふれる

元気なまち あつぎ

- ・ 計画期間
- ・ 将来の目標人口
- ・ 土地利用の方針

将来都市像の実現に向けた思い、基本姿勢

#### 1 私たちが大切にしたい思い

- 1 受け継がれた厚木らしさを大切にします
- 2 互いの存在を大切にします
- 3 人と人との絆を大切にします

（自治基本条例と共通の心構え）

#### 2 まちづくりの基本姿勢

- 1 変化を恐れず常にチャレンジします
- 2 想いを一つにし、共に創り出します
- 3 地域の特性をいかし育てます
- 4 まちの礎を将来につなげます
- 5 まちづくりを「自分ごと」として捉えます

### まちづくりのビジョン

→将来都市像を実現するための目標

まちづくりのビジョン		主な分野
1	命、財産を守り抜くまち	防災・減災 安心・安全
2	支え合い、生き生きと暮らせるまち	子育て 福祉 保健・医療 多様性
3	夢や希望を持ち、自己実現ができるまち	教育 生涯学習 文化 スポーツ
4	人が集い、交流し、新たな価値を生むまち	都市 道路・交通 産業 労働 観光
5	環境に優しく、自然と共生するまち	環境 河川
6	市民と共に確かな成長を創り出すまち	市民協働 行政経営 広域連携

基本計画（6年間）

まちづくりのビジョンを達成するための政策・施策  
（地区別計画）

実施計画（3年間）

基本計画で定めた施策を具現化する個別事業